

平成27年度の保育所入所児童を募集します

受付期間 平成26年10月1日(水) から10月17日(金) まで

受付場所 教育委員会事務局幼児教育課 および 各保育所

◆**新規入所希望** 入所希望申込書(受付場所にあります)を提出してください。

◆**継続入所希望** 保育所から配布する継続入所希望申込書を提出してください。

平成27年4月から平成28年3月までに
入所を予定しておられる方は必ず申し込んでください。

- ・これから出産予定の方や現在育児休業中の方、求職中の方でも申し込みできます。
- ・受付期間内に申し込みがない場合は、入所できない場合があります。
- ・申込者が多数の場合、希望する保育所に入所できないことがあります。
あらかじめご了承ください。
- ・転園、町外の保育所を希望される方は、幼児教育課へご相談ください。

●保育所の概要(平成27年度)

地区	保育所名	所在地	開所時間		対象児童 (月の初日の年齢)	延長 保育	病後児 保育
			平日	土曜日			
中山	中山みどりの森 保育園	赤坂767-2	7:30~19:00	7:30~18:00	6か月から	○	○
名和	名和さくらの丘 保育園	名和637	7:30~19:00	7:30~18:00	6か月から	○	○
	庄内保育所	押平741-2	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳から		
大山	大山きゃらぼく 保育園	末長488-1	7:30~19:00	7:30~18:00	6か月から	○	○
	大山保育所	今在家730-3	7:30~18:00	7:30~12:00	1歳から		

※庄内保育所は、入所希望園児数が概ね30人を下回ったときは、保育所運営について検討をする場合があります。

※お盆の期間中は、各地区1園で保育をします。

●入所の基準

保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当し、同居の家族が保育できないと認められる場合です。

- (1) 家庭外労働 (2) 家庭内労働 (3) 母親の出産
(4) 疾病障がい等 (5) 病人の介護 (6) 災害の復旧

保育所の定員に余裕がある場合には、上記の基準に該当せず、家庭保育に欠けない児童でも入所できる場合がありますのでご相談ください。

